# 療養病床再編成関係 参考資料

# これまでに講じてきた転換支援措置

- 1 老健施設等への機能転換に向けた助成措置
- 地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村への交付金)
- 医療提供体制施設整備交付金(都道府県への交付金)(~平成19年度)
- 医療保険財源による「病床転換助成事業」(平成20年度~)の活用により、転換に要する費用を助成。
- 2 医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型の創設
  - ・診療報酬及び介護報酬において、医師、看護職員等の配置等を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ報酬上評価する類型(介護保険移行準備病棟・経過型介護療養型医療施設)を創設。
- 3 療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和
  - 既存の建物をそのまま活用して介護老人保健施設に円滑に転換できるよう、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設については、
    - ①1床当たりの面積基準を6.4㎡以上とする(※通常は8㎡以上)(平成23年度末までの経過措置)
    - ②廊下幅の基準については、内法1.2m以上(両側に居室がある場合、内法1.6m以上)とする (※通常はそれぞれ1.8m以上、2.7m以上)

## 転換先の老人保健施設等の施設基準の一部の緩和

平成18年7月に「療養病床を有する病院」が「老健施設」に転換する場合の施設基準(床面積・廊下幅) の緩和措置を実施。



#### 転換をより円滑に進めるため、

- ① 緩和する施設基準に、食堂・機能訓練室の面積を追加
- ② 転換元が「療養病床を有する診療所」や「一般病床を有する病院・診療所」の場合も施設基準を緩和
- ③ 転換先が「特別養護老人ホーム」の場合も、廊下幅と食堂・機能訓練室の基準を緩和する措置を講ずる。

#### 【転換元】

	療養病床		一般病床	
	病院	診療所	病院	診療所
床面積	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	6. 4㎡ /人以上
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1 ㎡ /人以上	1 ㎡ /人以上	基準なし	基準なし
機能訓練室	40㎡以上	十分な広さ	基準なし	基準なし

#### 【転換先】

	経過措置が講じられた 老人保健施設		経過措置が講じられた 特別養護老人ホーム	
	病院から の転換	診療所か らの転換	病院から の転換	診療所からの転換
床面積	6. 4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	経過措置なし	経過措置なし
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室	1 ㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室
機能訓練室	4 Om以上 (注1)	が 3㎡/人以上 (注1)(注2)	40㎡以上	が 3㎡/人以上 (注2)

### (参考)

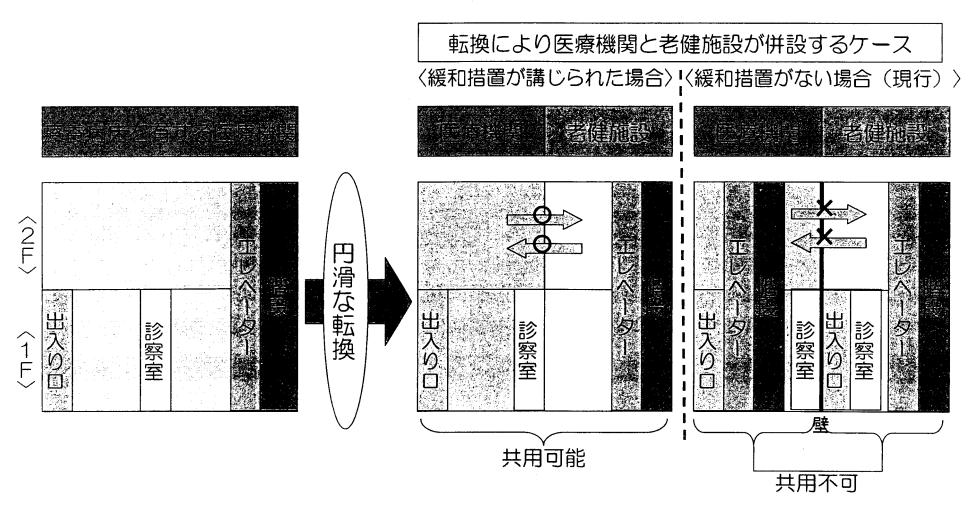
_ •			
	一般の 老人保健 施設	一般の 特別養護 老人ホーム	
	8. O㎡ /人以上	10.65㎡ /人以上	
	1.8 (2.7) m以上	1.8 (2.7) m以上	
1	2㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が 3 m/人以上	
1	1㎡ /人以上		
-			

#### 【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用。
- (注1) サテライト型小規模者健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。
- (注2)「食堂:1 ㎡/人以上、機能訓練室:40㎡以上」でも可。

-2-

## 転換により医療機関と老健施設が併設する場合における設備基準の緩和の例 (診察室、階段、エレベーター、出入り口等関係)

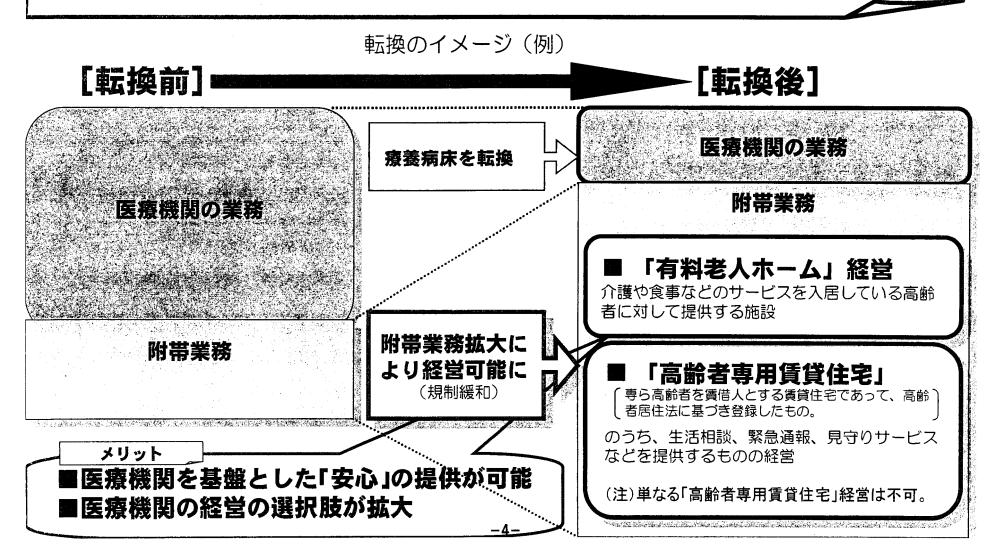


○ 利用者は医療機関と老健施設間の通行も可能となる。

# 医療法人経営の選択肢の拡大

◎医療法人の附帯業務規制を緩和し、「住まいの場」である有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅を設置し、生活相談などのサービスを提供する経営形態を認める。 「医療法人の附帯業務の拡大〕

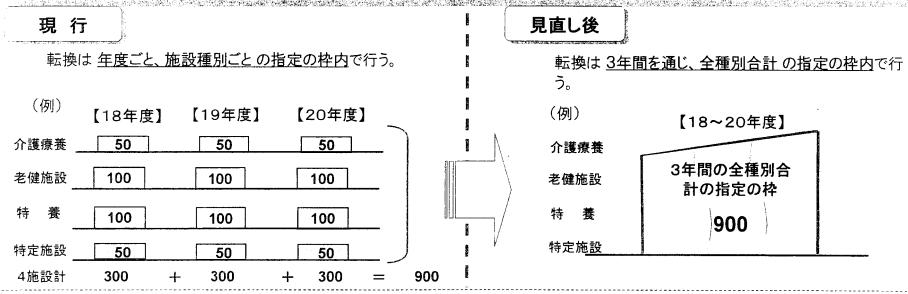
→ 従前の療養病床の経営ノウハウを活かした経営の多角化が可能



# 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

## I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18~20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、 年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えても、医療保険適用の療養病床から老健施設等への転換を可能とする。



市町村介護保険事業計画における認知症高齢者グループホーム等の指定枠についても、3年間の合計の新規指定の枠内であれば、同様に取り扱う。

### Ⅱ 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、次のすべての要件を満たす医療保険適用の療養病床については、 都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、介護保険施設等 への転換を可能とする。

- ① 当該療養病床における医療区分1の患者割合が当該都道府県の平均値を超えていること
- ② 転換を認めなかった場合は当該医療機関が存続できなくなると見込まれること
- ③ 当該療養病床の転換・存続が地域ケア体制の確保を図る上で必要不可欠であること